

国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第54条又は第54条の2、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項又は第5条第1項若しくは沖縄振興特別措置法第108条第6項又は第8項の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、関東地方整備局では委託した港湾施設の管理の状況について、港湾法施行令第17条の9の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化を図られるよう努めているところです。

平成23年度以降に関東地方整備局で実施した監査の結果、以下のとおり、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況を公表します。

なお、是正を要する事項については、今後とも、管理の適正化を図る観点から可能な限り早期に処理するべく努めて参ります。

○港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（関東地方整備局）

(別 添)

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果(関東地方整備局)

問合せ先
 港湾空港部港湾管理課管理第一係
 港湾空港部港湾事業企画課技術審査係

連絡先
 045-211-7414
 045-211-7417

	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
平成27年度 平成26年度 実地監査分	鹿島港	茨城県	南防波堤	上部工に防波堤の性能に影響を及ぼす程度の欠損がある。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定 (毎月巡視を実施)
			南航路-10m岸壁	防舷材取付金具がゆるんでいる。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
			居切導水路-4.5m岸壁(I)	防舷材が欠落している。 また、上部工の鉄筋が広範囲に渡り露出している。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
			居切導水路-4.5m岸壁(II)	上部工下部の石材が流出しているため、上部工が崩落する危険性がある。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定 (立入禁止措置済)
			南航路地区(-10m)岸壁	エプロン部に最大で約40cmの局所的な沈下が確認されており、車両の通行等に重大な支障がある。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定 (応急措置済)
	川尻港	茨城県	荷さばき地	所有者不明の小型艇が放置されている。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
	千葉港	千葉県	五井防波堤	傾斜堤部1ブロックが上部割れをしている。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
			中央埠頭岸壁	防舷材が一部欠落している。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
			中央埠頭C岸壁	防舷材の取付金具の抜けがある。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
			中央埠頭3号岸壁	防舷材の欠落、損傷及び取付金具の緩みがある。 また、目地端部の割れ掘れ、グレーチング部のコンクリートの損傷、隅角部の沈下に伴うひび割れ等がある。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
			中央埠頭2号岸壁	防舷材の損傷及び取付金具の緩みがある。 また、エプロンのひび割れが進行し、割れ掘れを起こしている。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
			中央埠頭G・H岸壁	車止めが劣化して機能していない。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
	木更津港	千葉県	岸壁(-12m)	エプロン部に3cm以上の沈下がある。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
	波浮港	東京都	物揚場	施設前面が埋め立てられているが、管理委託契約に基づく事務手続きがなされていない。	原状変更・用途変更	未処理: H28年度以降処理予定
	新島港	東京都	突堤	背後埋立により、物揚場として利用されている。	原状変更・用途変更	未処理: H28年度以降処理予定
	横浜港	横浜市	大黒ふ頭-4.5m岸壁その2	背後企業が無許可で職員用駐車場に利用している。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定 (注意喚起済)
			大黒ふ頭-4.5m岸壁その1	背後企業が区画線を引き、コンテナシャワー置き場として使用している。 岸壁背後に使用許可を受けて中古車を置いている企業が、無許可でエプロンを区切るようにフェンスを設置し、許可範囲を超えて車を多数置いている。 係船柱及び車止めがあり利用可能にも関わらず、アクセス道路がなく公共性を阻害している状況。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定 (中古車移動済)
			本牧ふ頭2号先端物揚場	エプロン及び背後用地に広範囲にクラックがある。 また、劣化度Aにもかかわらず補修計画なし。 利用制限もしていない。 また、防舷材に損傷が見られた。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定 (利用制限済)
			山下6号物揚場	横浜市が保税区域用に設置したゲートフェンスに漁協が無許可で看板を掲げ、駐車場として利用。 また、漁具置き場や作業場として利用。また、漁船を無許可で係留し、電線を引き込みクレーン、照明を設置している。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
			物揚場敷	一部前面にボンツーンを設置、また、一部を横浜港ふ頭(株)に駐車場として使用許可を出しており、一般公衆の利用に供していない状況となっている。	用途変更等	未処理: H28年度以降処理予定
			大黒町道路敷	市の道路局が使用許可を受け残土置き場として使用している。	多目的使用	未処理: H28年度以降処理予定
			大黒大橋取付部緑地敷	施設の全部が他の用途、目的に使用されている。	用途変更等	未処理: H28年度以降処理予定
	川崎港	川崎市	千鳥町4号岸壁	車止めに破損がみられる。	原状回復	未処理: H28年度中処理予定
			夜光物揚場	エプロン沈下のため水たまりができていない状況にも関わらず、利用制限なしで重量物(砂・砂利)荷役を行っている。 また、車止めに破損がみられる。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
	横須賀港	横須賀市	浦郷地区突堤	他の用途、目的に使用されている。	用途変更	未処理: H28年度以降処理予定
			長浦4号さん橋	防舷材の欠落、車止めの欠損が見られる。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定
橋梁			RC部分とPC部分に分かれており、RC部分は立入禁止措置済みだが、PC部分単独での点検はされていない状況。 また、クラックが見られる。	原状回復	未処理: H28年度以降処理予定	

平成25年度 実地監査分	横浜港	横浜市	大黒町油舂溜物揚場	一般公衆の利用に供していない状況にある。	用途変更等	未処理：H28年度以降処理予定
			大黒町油舂溜物揚場 同上取付部	一般公衆の利用に供していない状況にある。	用途変更等	未処理：H28年度以降処理予定
			大黒町物揚場	不法係留船が存在する。	適正管理	未処理：H28年度以降処理予定
	横須賀港	横須賀市	浦賀地区荷さばき地敷地	施設の一部が他の用途に使用されている。	用途廃止等	未処理：H28年度以降処理予定
平成24年度 実地監査分	新島港	東京都	突堤	背後埋立により、物揚場として利用されている。	適正管理・用途変更	未処理：H28年度以降処理予定